

審査の在り方に関する部分抜粋

【田中部会長】 議題1、審査の在り方について、前回の部会における審査要綱の改正に関する議論の中で、美術品補償制度の運用に関する政府としての考え方について疑義が呈されたところであります。

このことは本部会における皆様の議論の大前提をなすものと考えますので、本日はまず、本制度そもそも趣旨や考え方について、事務局から説明をいただき、それを踏まえて部会の議論の基本的な方向性を委員間で共有したいと考えます。

それでは事務局から、政府としての考え方について説明をお願いいたします。

【三木補佐】 事務局でございます。今日はよろしくをお願いいたします。

まずお手元にこの本資料とは別に、「論点について」というメモをお配りしていると思いますが、そちらに沿ってお話をさせていただければと思います。

まず、私どもといたしまして考えております点としては、この美術品補償制度部会において、これまで先生方の専門的知見に基づいて、精緻な御議論をいただいていたということに対して、今も深く感謝を申し上げますし、これまでと同じようにこれからも、御支援を賜りたいと思っておりますが、これまで我々ども事務局といたしまして、なかなか制度の趣旨、それ自体について、先生方と意識を共有することなく、会議を進めてきてしまった部分がなきにしもあらずだったのではないかと考えております。

その点、今回反省いたしまして、改めて、皆さん御存知のところもあるかとは思いますが、制度の趣旨について御説明・御紹介を申し上げて、今後の進め方について、認識を共有させていただければということで、こうしたお時間をいただいたところでございます。

まず、そのペーパーの最初のところ、破線で囲んでおりますが、まずこの美術品補償制度、平成23年に法律として成立をいたしました。

法律の内容については御案内のとおり、保険料負担を軽減するというためのものがございますけれども、この保険料負担の軽減が何のために行われるかは、法律の目的に書かれており、広く全国で安定的に優れた美術品の展覧会が開催されること、これを目的にして

おりまして、なるべく多くの美術館、展覧会が安定的に開催されるよう制度を設けたというのが、そもそもの趣旨となっております。

これまで、制度開始から10年間ぐらいたっておりますけれども、43件適用され、この制度によって、低廉な入場料で実施ができた、そういう実際の効果というのをもたらされてきているところでございます。

この平成23年に法律ができた時、法律の附則に、法施行後3年をめどに、在り方について検討を加え、必要な措置を講じるということが盛り込まれておりまして、これに基づいて、これまでも制度の振り返りは、この部会においてもやっていただいていたと、こういう実績がございます。

この(2)今後求められる方向性でお示しをしておりますとおり、これまでの振り返りの中で言われてきていることを御紹介申し上げます。まず、この制度が始まった当初、金額の規模、件数等を考え、年間でおおよそ10件程度適用されることを、最初は見込んでおりました。

ただこれまで、平成23年から令和3年までの11年間で、43件について適用されて、平均すると年間4件程度、この間に、新型コロナウイルス感染症があったり、事情は様々ありますけれども、もともとの想定程度には活用まではされてきていないというところがございます。

この点、平成27年の制度見直しにおいてこの部会でお示しをいただいた「審議のまとめ」では、本制度が必ずしも十分に活用されていると評価することは困難であると御指摘を賜っているところでございます。

この理由・原因といたしましては、大きく分けて2つほど指摘がされておりまして、まずこの制度について、そもそも制度の補償対象、適用対象となるのは、50億円以上の損害と定められてございますが、この50億円というのが金額として適当なのかどうかというところが1点、示されております。

そしてもう1点、申請手続の負担をできるだけ軽減化し、展覧会主催者の申請への意欲を高めることが必要と指摘されておるところでございます。

ただ、この意欲を高めるというところについて、報告書の中でも、適正な審査を行うために必要内容は維持するということは当然指摘をされておりますので、これは決して審査を緩めてほしいという意味ではございません。

さらに、こうした制度自体の見直し、検討、振り返りというのがなされてきた経緯とと

もに、前回の会でもお話を申し上げましたが、今年の4月に博物館法の改正という博物館・美術館全体に係る制度や、政府の姿勢の変換がございまして、ここにおいては、多くの博物館が法の下で一体的に振興されることを目指して法の改正がなされ、なるべく多くの博物館に制度のもとに入らせていただく、そのためのインセンティブとして、この美術品補償制度が活用されていくことが期待されているわけでございます。

こういった状況を総合的に考えますと、美術品補償制度のさらなる活用というのが今後求められてくる場所と申しております、制度の実際の適用場面でありまして、私どもが事務的に受け取って相談をするというところから、部会にお諮りをして御意見を頂戴するという場面、そして答申をいただくという場面を通じて、適切なリスクマネジメントがなされているかを確認する、これはこれまでも当然やってきていただいているところですし、これは引き続き、皆さんの専門的な知見を頂戴したいと思っております。そしてさらに制度の活用を図り、もともとの趣旨を明らかにしていくような運用が今後求められているのではないかと、我々どもとしては考えております。

もう一枚めくっていただいたところに、事務局として考えております、この美術品補償制度部会で今後どのように運用いただきたいかというところを、お示ししております。

まず、繰り返しになりますけれども、これまでどおり専門的な見地から皆様の様々な御経験と御知見に基づく御助言・御指導を引き続きお借りしたいと思っております。

そのときの考え方として、ぜひ御配慮いただければと考えておりますのは、例えば、明らかにこれは駄目だろうというものは別として、必ずしもリスクの低減化が十分ではないと思われるものに関しては、別のこういう方策があり得るのではないか、あるいは以前こういうケースで対応した例を聞いたことがある、こういう例でいけるのではないかなど、そういう御知見、工夫や対策について、御助言をいただきたいと思っております。

実際、物理的なことに関していえば、ベストな方策が必ずしも取り切れないというケースがあることも考えられますが、そういうときには、代替的な手段として、どのような対策を講じれば安全性が確保されると言えるか、あるいはリスクをより下がると言えるか、できる限り広いオプションを提示いただければ、大変これ幸いであると考えております。

私どもといたしましては、まず事前に申請者と直接やり取りをいたしまして、法の趣旨、前提や仕組み、あるいは審査要綱等に照らし、これは明らかに先生方の御知見を借りるまでもなく難しいだろうというものについては、こういうところは改善を求められることになると思っておりますよというようなやり取りをさせていただきます。

美術品補償制度部会においては、制度の運用に当たって、政府としてどう考えるかということを、責任を持ってお話しさせていただくことは当然のことでございます。先生方におかれては、それぞれの専門的な見地から、諮問への御意見、御助言を頂戴したいと思っております。

そういうときに、なるべくこの数値的な基準で足切りをしていくというような考え方はなくして、なるべく、どういった方策によってリスクの低減がなされ得るのか、こういった形で議論をぜひ進めていただきたいと考えております。

今回、資料2としてお配りをしております審査要綱の中では、2ページ目の(4)のところが前回議論になったと承知しておりますけれども、空調の大規模改修があった場合は、1年間の実績を求めるということについて、事務局といたしましては、ここに1年間という数字の基準を明確に設けるということではなくて、それぞれの個別具体的な状況に応じて、リスクを低減するための方策にはどういったものがあるのか、そうした御議論いただくような形で、ぜひ部会のお力を借りたいと思っております。

例えばこの1年ということを明記して、足切りに運用していくのではなく、もちろん明らかにこれは難しいだろうというものも事務的な話の中で出てくることもあると思いますが、なるべく先生方のお力を借りれるような場面については、御提案、オプションの提示というものを頂戴したいと考えておりますので、ここに年限というのを明示することに関して、事務局としては、今回は避けたいと考えております。

この点、例えば、文化財の運用や、公開承認施設の運用など、ほかの制度との並びだったり整合性だったりということ、同じように指摘される部分があると思いますが、これは今、文化庁の中におきましても、関係部局と調整をしていかなければいけないということで取組を進めているところでございますので、併せて申し添えておきます。

そして、もとのペーパーに戻りますが、今回その要綱案については、年限を明示するのではなくということを私たちは御提案したい。その上で、審査に当たってはいろいろオプションを提示いただきたいと思います。

そしてもう1点ありますのは、これにおいて補償を行う範囲が、先ほど申し上げたように、50億円までは自己負担ということが制度上設けられておりますので、我々がこの制度として補償を行うのは50億円以上の損害について補償をすることとなっておりますので、なるべく大規模な災害や、輸送中のアクシデントなど、一気に大規模な損害が生じる得るようなリスクというものをどう低減していくか、こういうところを重点的に御検討・御審査を

いただければ、より制度の趣旨として、効率的な運用にかなっていく部分もあるのではないかと、このように私どもとしては考えております。

私からの説明は以上でございます。

【田中部会長】 ありがとうございます。オンラインの先生方、十分聞き取れていますか。大丈夫ですか。

【山梨委員】 大丈夫です。

【田中部会長】 では事務局のルールを説明いただきましたが、それを踏まえて、私の考えを最初に、今のを引き継いだ形で述べたいと思います。

これまで本部会では、委員それぞれが専門家として持つ知見に基づいて、申請のあった展覧会のリスクを評価、必要な助言を行ってきました。

このことによって、美術品補償制度の安定的な運営を図り、国費による補償契約を締結するに当たって、根拠を提供してきたと考えています。

先ほどの説明を踏まえてもこの役割が変わるものではなく、部会に求められているものは委員それぞれが自己の専門性に基づき、政府から諮問に対して回答するための議論を行うことにあると考えます。

その一方で、貴重な美術品による展覧会が国内で広く開催されるよう促すという法の趣旨があることは、同時に重要なものです。この法の趣旨を踏まえてこれまでも議論を行ってきましたが、改めてこの点は再認識する必要があると思います。

明らかに補償を引き受けるにはリスクの低減化が十分ではないと判断されるものは別としても、私は、先ほどの事務局の説明のように工夫や対策によって、リスクの低減化がなされ得るものについては、当該の工夫や対策について助言するような姿勢が一層求められていると思います。

例えば展覧会について、何らかの不安が指摘される場面においては、その不安があることのみをもって直ちに補償契約を結ぶべきではないと結論するのではなく、どのような対策を講じれば安全性が確保されると言えるか、できる限り広範なオプションを提示するなどの対策・対応が望ましいと思います。

また、法の趣旨を踏まえるという観点からは、国において補償を行う範囲が通常損害について50億円以上のもの、地震、火山噴火、テロリズムによる損害について、1億円以上のものと規定されていることにも留意する必要があります。

部会の審議に当たっては、この範囲も踏まえた上で、大きな損害の生じるリスクを特に

チェックするという観点が求められていると考えます。

前回の部会でも議論があったように、安全性の確保と利用の促進について、両者を共に成り立たせるバランスが必要であろうと思います。

その意味で我々としては、引き続きそれぞれの専門性に基づき議論を進めたいと思いますが、同時に、制度の本旨を常に意識していくことが大事だろうと考えます。

事務局の考えを受けて、このように私はまとめたような形になりますが、委員の皆様におかれましては、もっと自由な立場から、いかがでしょうか、御意見をお願いいたします。

新畑先生、どうですか。

【新畑委員】 会長がいらっしゃいますので、最後まとめていただければと思いますが、本件については十分御説明を受けておりますので、結論はのちに回すとして、もちろんその方向でいいとは思いますが、前回の課題のありかというのはもう少し簡単なことで、施設が改修ないしは新築になったときに、どこで認めるかというだけの話です。どこで認めるかというだけの話。

そこで、専門調査会でも、会長いらっしゃいますけど、議論になったのは、通常、ユニバーサル及び国内における通常の安全運転を見るには、1年を見なくてはいけないと。というのは夏場と冬場の最高・最低を経験しないと、運転的には。これは別に法律にあるわけではないし、別に罰せられるということもないので。

ただ一般的なルールとしてそういうこともあるし、長く私の知る限りでいうと、文化財活用センターはそういうような、指導とは言わないけど、そういう助言をしてきたという事実があるということです。

そのことを考えた場合に、専門調査会、もちろん御専門の先生もいる中で、これ1年というのは恐らく求めたほうが、今後恐らくそういうことがいっぱい出てくるだろうといった場合に、同じ議論を繰り返すのかということを考える場合には、何らかのということが議論された結果、事務局から最終的にはこれの改訂ということで部会に上げたいというような御助言があったので、そうなったという事実があります。

その時には一方で、もちろんこの書換えというのが難しい場合には、内規として、もちろん専門調査会で議論する前に、今も課長補佐からお話ありましたが、受入れをした時に、説明される時に、こういう場合は難しいですというような説明をするので、そこで何らかの説明が行われれば、専門調査会でそういう議論をしなくて済むので、そういう方法もありますねということもありましたが、これを改訂するというところで部会にお諮り

するというようなことがあったというのが、私の認識でございます。なので、今回、会長いらっしゃるしますので、その辺りのところは御判断お任せします。

【高橋部会長代理】 いえいえ。

【新畑委員】 もちろん2人だけではなくてほかの先生方もいらっしゃるの、そこへの説明は我々がもちろんするのかもしれませんが、今回の場合は文化庁さんからそういうお話があるので、そういう十分な説明が必要であるということは、僕らがい分りましたということではないかなということが、一つあるかと思います。

それからこれは、これまで詳しく御説明を受けていますが、まだ課題が残る中で、今、私がお聞きしたいのは、では専門調査会どこまで認めるのかという話です、ここは。

それはどういうことかという、もう本当にプレーンな感じで何でも受けちゃう。何で受けて、そういう1年間というルールがある、何となくあるし、海外の場合もそうだけど、そういうことなしに、専門調査会ではそのことについては議論しないと。

議論しないでそこについては、きちんとした工事の施工業者が、きちんとした施工主に対してやっている、そこは議論しないと、これから新築する、これから機械を入れ替えるという場合でも、それをオーケーにしましょうとするのか。

それとも、機械はきちんと入りました、仮運転もできましたということで、オーケーとするのか。

それから今おっしゃっているのは、僕の認識としてはその後だと思うんです。仮運転できちんと動きました、きちんと温度設定、夏であれ、秋であれ、冬であれ、きちんと動きましたということをもって、きちんとした会社がやっているから、それについては動くということで認識しましょう。そのリスクはこの補償制度で、アンダーテイクしましょうということであれば、それはそそのように言っていただいたほうがいいのではないかと。ここには載らないけど、文化庁の内規としてということだけは、僕は、私の立場から聞いておきたい。

というのはこれ、前にも言ったけど、専門調査、結構もめたんですよ。すごい議論が長々、毎回のように続いて、それは当然ですよ。だって機械が動くか動かないかって、僕ら専門ではないので分からないので。ただ1年動かしたら、その辺りは補償されるだろうなという、そこです。

それを誰も分からない中で、僕は今回の認識としてはだから、ここまでのことについては、この制度の理解として、ここまで動いているならばオーケーとしましょうというよう

なのが、ここに載らないとしても、文化庁さんからの施策としてそれで認めると言っていたら、今後我々はそのことについては、分かりましたと、それはそうですというようところで受けられるかなと思うので、そこは僕はぜひ、今日はお伺いしたいところでございます。

【田中部会長】 　　では。

【三木補佐】 　　よろしいでしょうか。恐れ入ります。

現行の審査要綱についても改めて見直してみると、(4)のところ、これまで③に目が行っていたんですが、②について見ると、空調の安定性は、まずそのデータ、運転時間、制御の方法の説明を確認すると。安全性を確認できるデータ・書類を申請時に提出できない場合、展覧会の会期までに空調の改修を行う場合には、改善方策、スケジュール、試行運用の実績、研修計画等を提示し、安定性を明らかにしなければいけないと。

要するに、このデータ・書類が提出できない場合というのが、所要のものとして想定はされております。で、そのほかの手段によって安定性を明らかにする方策も、要綱の中であらかじめ示されていたと思います。

その次のところ、大規模な改築・改修が行われた施設は、その安定は認められるまでは、つまり安定性が明らかになるまでは、補償対象にしないということでございますので、私どもとしては、年限何年たったということについて一律の基準を設けて議論いただくのではなく、新畑先生がおっしゃったように、例えばその試験運転がなされていて、その安全性が、その申請者として十分担保されているというところがあれば、年限をもって、何か基準を設けるということではありません。

ここに要綱に示されているような安定性を明らかにするための手段によって担保されさえすれば、それで御審査をいただくに足るのではないかと考えています。

もう一点だけ付け加えると、新築の場合には、施設の運用実績がないことから特に厳格に対応するというのがくっついておりますので、この場合には、私どもとしても具体的にどういう方法があるのかというのはありますけれども、改修と新築というのは分けて考えられているというのがございますので、そこは配慮が必要だろうというのは、一方ではございます。

【井上室長】 　　あと付け加えますが、法律に基づいてやっておりますので、私どもとしてはこの審査要綱以外に、内規を設ける予定はございません。

【新畑委員】 　　分かりました。内規がないにしても、この審査要綱の中に記載されてい

るもので我々が課題と認識しているのは、今、読んでいただきましたけど、比較的あらゆる読み方ができるということです。

その辺りがはっきりしていないというのが、専門調査会でのすごく議論になったところで、要綱でも内規ができないなら明らかにする必要はないかもしれないけれども、空調の安全の担保をどこでするのという話です。どこでするのって。

それでこれは、専門調査会の、もちろんその専門の先生はいませんが、もちろん工事の専門の方はいないし、その辺りは、どこの辺りまで調べるのということになるので、その辺りはもうぐるぐる回るばかりだと私は認識しています。

単純に今聞きたいのは、今の御回答からすると、私が認識したのはまず、改修の場合、大体1施設20年ごとに恐らく改修する人が多いと思うんですけども、そうなった場合、改修して空調機を全部入替えた場合というのは、おおよそ試験運転が終わった時点で、試験運転が終わって、動くということが認識された場合というのは普通に動くと認識しているということが一つ。

それから新築の場合、新築の場合は慎重を要するのでもう少し長い、ということはこれは春夏を経験すると理解していいんですか。

【三木補佐】 そこについて、今、水準、具体的なものを設けるのではなくというのが、この1年というのを今回は書くべきではないということを申し上げている趣旨でございます。

【新畑委員】 なるほど。

【三木補佐】 ですので、私どもが申し上げたいのは、個別具体的に、何かの条件が絶対的に必要だということがあって足切りするのではなくて、様々な複合的な、ここに示しているような要素等を提示することによって、その期限にかかわらずと申し上げると多分いいのかもしれないですが。

【新畑委員】 まずはその期間を提示するというものをやめたいということですよ。

【三木補佐】 そうです。

【新畑委員】 それは分かりました。その部分は分かりました。

それで今、具体的にどこまでと、例えば今の、前者の場合はいいいんですかね。例えば、空調機器を全部入替えました。

【井上室長】 いえ、先ほど会長がおっしゃっていただいた内容を多分お聞きになられたと思うんですけど、あくまでその工夫や対策によってリスクの低減化がなされ得るもの

については、当該工夫や対策について助言をいただきたいと、そういう専門家の先生方としての御助言・御知見をいただきたいということでございまして、それを踏まえて、私どもの法律に書いてありますのは、この文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、文化審議会の意見を聞いて、財務大臣と協議してやるということでございます。

【新畑委員】 なるほど、分かりました。

【井上室長】 この議事録は公開を予定しており、私どもから説明させていただいた内容、会長が御発言していただいた内容、こういうのも踏まえて、総合的に専門調査会でも、法律に基づいて御知見をいただきたい。それを踏まえて、私どもとしては、締結をさせていただきます。

ただその際には、法の目的、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催をサポートしていく、支援していくことを念頭に置いて、この審査に臨んでいただきたいということでございます。

【新畑委員】 分かりました。ということは、そういうことを、もちろん要綱に示さない。

【井上室長】 そういうことについては、専門調査会でも、今言った説明も含めて、私どもから、必要があれば個別に、必要があれば、その場で幾らでも御説明をさせていただきます。

【新畑委員】 承知しました。大変よく分かりました。ということは、今後も多分そういったケースはよく出てくると思います。

多分、改修しました、これから例えば、専門調査会にのせる場合でも、例えば来年の1月に機械を入れますなどという場合でも、あつて、それなりの資料が提出されて、そこに何ら、判断は細かいところまでできませんけど、した場合というのは専門調査会での議論の必要は、そこまでいいということですよ。

【三木補佐】 そうですね。もう一点観点としてあるとすれば、最初に申し上げた中にあるように、まず50億円以上の損害というところ、地震とテロリズム以外についてはですね、というのがございます。

なので、その空調の入替えによって生じ得る、生じることが考えられるリスクの最大値が50億円を超え得るのかどうかというところも、考え方の一つにはあろうかと思えます。

【新畑委員】 なるほど。

【井上室長】 地震や災害やテロなどという話の場合は1億までですから、それ以上の

ところについていろいろ検討するというのは、この専門調査会必要だと思うんですけど、空調でそれは通らんというのものもあるかもしれないですが、空調に関してについて、のみで50億円以内であれば、それはもう自己負担の中で解決する話なので、私どもとしてこの専門調査会にお諮りさせていただいているのは、国家補償の契約の締結の部分ですから。

【新畑委員】 おっしゃるとおりです。ただ、例えば今の、これからやろうとしているマチス展やゴッホ展などもそうですけど、1つ70億や100億などというのがあるわけですよ、はっきり言って。

それが空調止まりました、温度が夏場に40度まで上がりました。作品、損壊はしないだろうけど、恐らくあれが出ましたというようなことは誰にも想像できない。

【新畑委員】 今回の御説明でそれを、少なくとも僕は、ほかの専門調査会の先生方は分かりませんが、その50億という具体的な数字も示されましたが、その辺りのリスクを含めて、専門調査会までにはその辺りまでの判断を求めないということで理解していいですよ。

【三木補佐】 例えばですけれども、先ほどおっしゃられた例で言えば、私ども最初に申し上げたようにほかのオプションリスク、リスクを下げるためのオプションという考え方をするのであれば、例えばその70億がある部屋、区画に関して、空調が止まりましたと、そういうのを即座に検知し、その場合に退避できるような体制が取られているのかどうかなど、そういうような部分。

つまり、年限が何年あるかというところを御審議いただく必要は、これはないと。

【新畑委員】 ないということですね。分かりました。

【三木補佐】 別の方策によって、どう下げることができるのか、そういう御提案・御知見を賜りたいと、こういう意味合いで、申し上げます。

【新畑委員】 分かりました。だからその辺り議論の必要はないということで、私は理解したんですけど。

【井上室長】 今申し上げたことを平たく言えば、どのような対策を講じれば安全性が確保されると言えるか、できる限り、先生方の御知見で、その展覧会を開催する所に、美術館に、いろいろ御助言いただきたいということです。

【新畑委員】 だから助言ですよ、あくまで。

【三木補佐】 そうですね。

【新畑委員】 普通に考えるならば、その補償制度を、これをある程度リスクがないよ

うに、盗難などいろいろありますけれども、もちろん空調関係、これまでも実際に事故が起きているから、そういったことを含めて考えるということで、私は理解していましたけれども、今回のことで施設関係についてはよく分かりました。

【新畑委員】 助言をすればいいということですよ。

【井上室長】 そうです。

【新畑委員】 分かりました。助言すればいい。

【田中部会長】 では、高橋さんも、調査会の会長として何か。

【高橋部会長代理】 そうですね。まず、文化庁さんにお礼を申し上げたいのは、この美術品補償制度の今後の論点をきちんと整理していただいたので、多分うちの専門調査会のメンバーもこれをいただくというのは、先ほど井上さんおっしゃっていただいたように、法の趣旨からすれば、まずきちんと広く国民に見せる。

だから、申請も、今後もこれは別の話題の書類を簡素化するなどありますけれども、むしろ受けていただけるんだという雰囲気にするって大切で、おっしゃっていただいたように、50億円以上の損害というのは、基本的には飛行機の落下や施設の火災、地震、テロだとか、それから輸送中でトンネルの中で、崩落事故などあって全滅するなど。

これ50億円が即座に発生するんですけど、今おっしゃっていただいた温度管理で全滅しますかっていったら、ほぼ多分ヨシダ先生もそこまでしませんよねって話になると。

それはもう国民の、民間の保険でやればいいんであって、だからそれが使うから駄目だというものではなくて、おっしゃるとおりで、我々からすれば、どうやって、もし温湿の管理で不安があったら、何が不安ですか、そうですかってこうアドバイスする形で、できる限り広く進めていってあげたいというようなことですよというのが、私は理解できたので、ぜひこの方向でやっていけばいいなと思っていました。

あまり細かなところでワーワー言って、要はそりゃ重箱の隅をつついて言えば、極論ですよ、いろいろなことが出てきますけれども、美術館側も一生懸命やりたいということをおっしゃっているわけですから、これだけデータを出しますと、こういうバックアップもしますと、空調に関してもね、言っていただければ、それはそれですばらしいですね。

あとは最後、今、井上さんがおっしゃっていただいたように、大臣がきちんと契約を結んだということの御決断をされて、責任にはそちらにもいくわけですから、もうそれはそれで我々からすればやれるだけのことはやって、国民のために、広く、開いてやっていただくという方向になったよねということで、理解していますので、ということが私の意見

でございます。以上でございます。

【田中部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、何かこの際。

【山梨委員】 山梨ですけれども、よろしいでしょうか。

【田中部会長】 どうぞ。

【山梨委員】 今の新畑委員の御心配は、私、現場のことを考えるととても分かる部分がありまして、結局、助言すればいいんですねということで、本当に実際に、空調に不具合があったときに、もちろんその機械のことについては、新畑委員御指摘のように、機械の人にやっていただく以外ないわけですけれども、助言したときに、助言された現場が相談できる窓口というのが実のところ日本の場合には非常に限られていると、私の認識では思うんですよ。

具体的に申しますと、文化財活用センターやそういうところに、文化財の展示環境、保存環境について改善をとということで、メールだけではなかなか難しい部分があって、現場に行かなければいけないなど、そういった緊急の対応を求められるということになると思うんですけれども、日本の場合は本当にそれに対応できるところが限られるわけです。

ですから、こちらの審議会、この委員として、助言はできますけれども、ではその助言を受けた現場がどうするかってなったときに、一体ではどのように、どこに相談して、損害を、文化財にその損傷が及ばないような段階で対応できるのかと。

そこまで、今、助言しかできないですから、いいですよと許可した我々の誰かの専門性のある人間がそこに駆けつけていって対応するということではないわけですよ。

となると、相談窓口になるところに、何ですかね、対応してもらえますかといったような、そういったところは話を通しておくほうがいいのかないかなという気が、何となく私はいたします。そうしないと現場が非常に困るのではないかと。

ですから、今の御趣旨のとおり、委員長の御趣旨のとおり、もちろん多くの方々にこれを使っていただきたいし、多くの国民にいい作品を見ていただくという機会を増やす、それが趣旨であって、この間の1年たっていないところで不安定だということ、いろいろな委員からの御議論あったところでも、では一夏おけばいいのかという不安定な時期という、春秋の不安定な時期にどういう対応ができるのかというのが問題だとかという、現場に即したこともあるわけなので、ここの委員会ですることができるのが、助言するというだけであるならば、本当に具体的に、文化財の保存環境というものに対応できる、その相談窓口になるところというのを、文化庁さんが幾つか持っておいでになって、相談が来たらそこ

に来てください、してくださいと言えるか。

それを受けるところにもある程度協力してもらいたいというようなことを言うておく必要があるのではないかと、私は個人的には思います。以上です。

【田中部会長】 ありがとうございます。事務局、今、即は難しいかもしれませんが、何か今の件で。

【三木補佐】 先生御指摘のとおり、現場がより安定的に運営できるように、このような応援していくことは、文化庁はこの制度と別に関わりなく、もちろんこの制度も基に、一緒にですけれども、この制度があるなしに関わらずもちろん美術館を応援し、展覧会を応援するというのはもともと文化庁の役割ですので、こういうことで、もちろん我々でも、この上の階には文化財の担当の部局がございますし、この制度の運用だったり、あるいは、我々博物館、様々、今、美術館をよりよい形にしていくためにということの中で、文化財の担当部局、それは活用センターとも含めて、協議の場等は持っておりますし、どういう形で応援していけるかというのは、この件に限らず重要な部分でございますので、これは文化庁としても、一生懸命やらせていただくのは当たり前のことだと思います。

【田中部会長】 ありがとうございます。では、宮崎先生どうぞ。

【宮崎委員】 お話を伺っていて、要するに今、この補償制度があまり活用されていないという認識の下に、新たにその趣旨を再確認してというその中で、新築などそういうときの1年以内のところに話が、そこに集約してしまっている印象があって、活用されていないというところでもう何回もこう提言を出してきた、例えば、50億円というその負担を引き下げる、それからもっとこの事務作業というか、この書類が膨大でしかも専門的な、あれ多分、美術館だけでは無理で、新聞社などが入っていないと、あれ専門に書いてくれる人がいないと無理ではないかと思われる。

でもそれをしないと通らないという、そのところについて、もう少し、何というのかな、改善される方向というか見込みはないんだろうかというのが、感じているところです。

50億円というのが今の話だと逆に、いいほうに、いいほうにというか。

【高橋部会長代理】 そうですね、いいお話でしたね。分かりました。

【宮崎委員】 何て言ったらいいのか。つまり、もっと低くして申請をしやすいようにという方向がずっと出ていたんですが、50億だからそこまでいかないんだからって、もう少しこう、やりやすく、助言で済むんだたらというのに使われているような、そういう感覚があって、できればその50億というのをもっと下げることで、というのがずっと何回

も議論で出てきてたんです。

できたら、もっと使いやすくするために、小規模なところでも申請できるなど、物すごい書類を準備、その内容は、ポイントはしっかり押さえないといけないんですけども、あれはもう、いつも毎回拝見するたびに、これをどれだけ時間かけてこの仕事をしなければいけないんだ。

申請が少ないのは、要するにそれに見合わないからだと思うんです、その労力に。なぜかと言いますと、先ほど入場券が安くなるというようなことをおっしゃったんですが、なかなかそういう形では使われた例はなくて、いつも高校生などを安くするとか。

しかも大学生が無料になったりするのは、うちの大学などで学生を連れていこうとするとき、たしかそのようなこと言っていたはずだというんですけど、どこにも書いてない。その展覧会ムページを見ると、どこにもそのような、第何日曜日は大学生無料ってたしか言っていたはずなのに、ホームページには全く書いてない。

つまりなるべくこう、広報しない形になっていたりすることがあるので、この改修してから1年というのは、我々のような大学のちっちゃな美術館でも、新しいところに引っ越したとき、出しませんでした。そのオリジナルなものを出さずに、陶磁器や、何か出せるものはこうだよねって言って、1年間は出さなかったというのをそう言えば思い出したんです。

だから、大体どこでもそれってやっていることなので、そのことを少し緩くすることで、この全体の、もっと出しやすくするという趣旨をそれで代替させるようなものというのは、何か疑問かなという、申し訳ない。

【三木補佐】 それはもう、先生おっしゃるとおりで、今回、前回の議論も踏まえて、この審査要綱をどうするかという議論で、恐らく多分新畑先生も同じ御意見だと思いますけど、制度の活用というのをこの1年という話だけが請け負っているわけではないというのは、それは当たり前のことですので、我々どもといたしましては、例えば、すぐ着手できることとして、膨大な紙ファイルを送ってもらうのではなくて電子化するというところからまずスタートし、かつ申請負担というものが、どういうところの作成部分が負担なのかというのは、例えば、全美さんなど、まさに当事者の方に対して御意見を伺っていく必要もあると思いますし、その上で、どういうところを簡略化、削減していくことができるのかというのは、一緒にもちろん考えていかなければいけないことだと思っています。

【宮崎委員】 そうですね。

【三木補佐】 その上で、金額の部分に関して言えば、今こういう議論をしているのは、多分二元的に考えなければいけなくて、現状 50 億という枠があって、その状況の制度の下でどういう運用をしていくかという議論と、制度自体をどう変えていくかという話は、また別の議論になると考えておりますので、今、50 億以上の負担についてという話は、損害についての補償制度だということを突き詰めていけば、多分申請書の中で、どういう情報が必要になるのかどうか、それは精選されてくる面もあるのではないかというのは、まだはっきり具体的にどこかというところまで精査できているわけではありませんが、50 億より下がったときに、申請に必要なものがどう変化するなど、整理をしながら、区別して議論していかなければいけないと思っております。

空調の 1 年間というのがなくなると、物すごく申請数が増えて、物すごく活用されると思っているわけでは全然ございません。

この議論の中の端緒としてそういうお話になってしまいましたが、なるべく姿勢として迎え入れ、さらに促しというところです。

それ以外のところもいろいろな改善というのは、先生方からこういうところは直したほうがいいのではないかなど、随時いただければと思っておりますし、それは我々事務局としても、必要な調整作業をしていきたいと思っております。

【宮崎委員】 いえ、こちらこそ。それともう一点だけ。多分、改修したりした後、1 年以内でもう文化庁が認めたよというのって結構大きなあれになると。

【新畑委員】 そうですよ、もちろん。

【宮崎委員】 私は感じています。だから、結構大きな方向転換を示す事例になるというふうに。

【新畑委員】 私もそう考えています。1 つだけいいですか。我々専門調査会は、いろいろなことを議論した中で、例は出しませんけれども、空調に不安があるため難しいという結論でこれまで上げてきたという事実があるんですけども、それが何か今回の御説明でよく分かったんですけど、それで駄目にするということではなくて、今後同じような案件が出たときに、例えば 1 年建てられて空調に対して不安があるなどということを添えて出すということですよ。

【高橋部会長代理】 それに対して、改善はこのような形、もし損害、空調が止まった場合は、京都市美さんのように、たくさん除湿機を持ってきて、一生懸命対応しましたよということで、そういうアドバイスを差し上げて、オーケーを出してもらおう。そういうこ

とです。

【新畑委員】 添えるということですよ。だから、それが断るあれにはならないと。

【高橋部会長代理】 だからそれで駄目です、のようにはしないということですよ。

【新畑委員】 今後議論する中で、どうしたらいいのかという話で、それは専門調査会の先生方にももちろんそれを説明しなくてはいけないと思うので、その方々には、助言という言葉が明確に出たので。

【高橋部会長代理】 それは文化庁さんがやっていただけるから、大丈夫ですよ。

【新畑委員】 これをまた10月から新しい案件をしなくちゃいけない。それがかかるかどうか分からないけれども。

【高橋部会長代理】 だからその前にきちんと説明をしていただいて、こうですよって。

【三木補佐】 もちろん、委員の方に御説明をするのは当然のことではありますし、一方において、新畑先生がおっしゃるように、具体的にどういう形でというのは、例えば退避する、除湿器を入れる、いろいろあると思うんですけども、館でも、様々な工夫を基本すると思います。それに対して、いやいやこの方法では不十分なのではないか、こういう方策をさらに加えたほうがいいのではないかなど、そういうことが場面場面あり得ると思いますので、そういうところをぜひ御知見をお借りしたいと。

【新畑委員】 分かりました。そこの辺りはそういうことで、助言をするという。

【井上室長】 審査要綱を御覧いただければと思うんですが、審査方法というところがございまして、2ポツで、その部会については、補償契約を締結しようとする展覧会の要件等に関する調査について専門調査会に付託し、その調査結果の報告を受けて採択の適否について意見を述べるとなっております。

専門調査会は、補償契約を締結しようとする展覧会の要件等に関する調査を行うに当たり、当該展覧会の主催者から、ヒアリングを実施すると。

で、専門調査会から部会に対する調査結果の報告は、専門調査会長が取りまとめるで行う。ただし、専門調査会長が部会に出席できない場合は、専門調査会長の指名する者が行うと書いてありますから、専門調査会でいろいろ調査、ヒアリングをしていただいて、最終的に、助言も含めてですね、またいろいろなやり方を含めて、報告を部会に上げていただきます。

【新畑委員】 で、部会で最終的に。

【井上室長】 最後は部会で、その採択の是非について意見を述べていただいて、それ

を踏まえて、最終的には、法律に基づいて契約を求めるというのが立てつけになっております。この法律の趣旨、制度、あとこういふ審査要綱にのっとりして、御審査をいただきたいということでございます。

【新畑委員】 要綱の記載事項がかなり曖昧なので、1年とかいう規定がないので、その辺りどうするのという議論になったんです。

【井上室長】 ここの展覧会の施設のところの(4)の②のところ、7の(4)の②のところ、安定性のところについて、安定性が確認できるデータ・書類を審査時に提出できない場合は、とか、展覧会の会期までに改修を行う場合は、具体的かつ詳細な改善方策、改善スケジュール、試行運用の実績、研修計画等を提示し、空調の安定性を明らかにしなければならないと書いてあります。

で今、高橋座長代理からも具体例等も御提示がありましたが、その辺りについて、美術館からヒアリング等を行っていただいて、報告をいただくということで、御助言をいただくということがお願いしたいということございまして、その趣旨につきましては、必要があれば、専門調査会の委員の先生方には、きちんと私どもから御説明をさせていただきます。

【新畑委員】 分かりました。大変よく分かりました。

いずれにしろ、これまでの、何て言いますかね、専門調査会での議論というか、上げ方と全く違うのではっきり言って。だからその辺りを確認したかったという趣旨です。その辺りはよく理解しました。

【田中部会長】 ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。では梅本委員、どうぞ。

【梅本委員】 よろしいですか。まず、今日、文化庁から御提示いただいたこの論点、非常によかったと思います。

【三木補佐】 恐れ入ります。

【梅本委員】 よく分かりました。幾つか意見があるんですが、1つが、美術館の館長としてといいますか、展覧会を企画する立場でいきますと、ここの法の趣旨が今、非常に経営上厳しくなっているといいますか、この円安と物価高、特に輸送費等の上がり方というのが尋常ではなくて、実際にこの展覧会開催のコストが、海外から借りて行う場合に、どこまで上がるんだろうという感じになってきております。

そういった点からいいますと、もう法の趣旨からしても、この制度はいろいろな美術館のところで使いたいと思われていると思いますので、今日、宮崎先生言われたとおり、見

直しを継続的にやっていくというのはとても重要だと思っています。

あともう一つが、今度保険会社の出身の立場で申し上げますと、今日の論点のところの最後で出ていたところが、今日、文化庁からも繰り返し言われていますが、すごい重要だと思っけていまして、保険会社においても、逆に保険会社は補償を提供することで保険料というお金をいただくわけですが、実は契約の段階で、お客様に事務負荷がかかると、これも選定の条件に入るケースすごい多いです。

ですから、そういった点からいきますと、実際にお支払いする契約を想定しながら、必要最低限のものを聞いていくという、これアンダーライティングというような言い方をしますが、そういったところで逆に簡素化を進めるといふところも、ここ数年考えてきております。

例えばという御紹介でいたしますと、まず実際に支払わない補償対象外の1億という部分は、損害発生の事象が、地震、火災、噴火、テロリズムという形になっていますので、ここはもう明らかに、集積リスクを回避する対策を主催者側にのんでもらうといふますかね。

もう単純な話でいくと飛行機墜落が一番想定される場所だと思いますので、ここでいくと一般的にもやっていますが、便をどのくらい分けるか、積む最大の補償額がどのくらいなのかというところがポイントになると思いますので、それ以外の項目で今見ている項目が要るのか要らないのかという観点になってくるといふますし、50億というこれ極めて高い補償対象外の場合ですね。

ですから、このところで、見る必要がない項目を思い切って例えばカットしていく。

今日また議論ネタになるので、これ以上やりませんが、私個人的には空調のところは要るのかというふうには逆に思っています。

空調のところの原因で、通常実務のところでも、例えば条件で、毎日温湿度を測るといふのはどこの美術館でもやっていますし、それを例えば引受け条件の義務づけにするのは全く負荷はかからないと思います。

となると、気づくのがそれほど遅れないという前提で、50億の実被害が出るケースがどういふケースが想定されるかという発想で考えていくと、そもそもこの実施要領のところ、空調部分が要るのかどうかという議論はあろうかと思っています。

ですから、そもそもその申請のところの書類の多さというものは、僕この審査要綱のところ、ここから実務のところになっていると思いますので、ここを見直す

というところも、この博物館法の改正で、筆頭のメリットになっていて、私も驚いてしまったんですが、そういった期待の大きい制度ということを考えると、ぜひまた計画的にこの実施要領の見直しから取り組んでいただければなど。

我々もそれをやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【田中部会長】 ありがとうございます。また違う観点からのあれで、大変参考になりました。

では意見も出尽くしたようですので、審査要綱につきましては、そうですね、資料2のとおりというのはこれは従来どおりですが、これはこのままというよりはもう少し、検討してもらったらどうかと思います。

【三木補佐】 はい。

【田中部会長】 本日は部会メンバーが中心ですので、昨年度本件について多くの議論をいただいた専門調査会の他のメンバーにも御理解いただく必要があると思います。

事務局におかれては、専門委員との、そういう調整というかお話しですね、報告をよろしく願いしたいと思います。

【三木補佐】 はい。